

路上生活経験者を対象としたアパート転居に向けてのフォローアップ調査

○ 埼玉医科大学附属総合医療センター看護専門学校 金子 宏美 (009818)

ホームレス、生活保護、貧困

1. 研究目的

東京都では、ホームレス状態の人が生活保護を申請した場合、一定期間にわたり生活保護施設や無料低額宿泊所等の入所を余儀なくされ、アパートで単身生活を営むことができるか生活能力を評定される。そこで生活能力を有することが認められるとアパートに転居することができるが、入所期間は東京都内でも区域により相違がみられるものの被保護者の生活能力を評定するために施設入所を余儀なくしている区が、ほとんどである。しかしながら、無料低額宿泊所の中には貧困ビジネスといわれるような劣悪な施設も含まれており施設の生活に耐えられず途中で失踪し再路上化するケースが少なくない。N法人では事前に、ホームレス状態の方と個室シェルターの入居契約を行い、アパート転居に向けた支援を実践している。ホームレス経験者が居宅に移行した後の生活実態に関する研究として、樋渡（2004）や山田（2009）が挙げられる。生活支援の実践報告として境（2006）が挙げられるが長期路上生活経験者が単身アパート生活を始めた初期の生活実態や生活上の問題、支援者による居宅移行に向けた支援について十分な調査が行われていない。生活保護施設等で生活能力の判定を実施せずとも、居宅で生活ができることを本研究で示唆したい。

2. 研究の視点および方法

本研究は路上生活経験者が居宅生活を始めた初期の生活実態や生活上の問題を経時的に分析し、アパート転居に向けた支援の方向性を明らかにするため3つの調査を実施した。

①N法人が管理する個室シェルターに入居した2名の被支援者に半構造化インタビューによる面接調査を実施する。インタビューは入居直後、1ヶ月後、2ヶ月後、3ヶ月後の計4回行う。面接時間は60分から90分とする。面接過程は同意説明文書を得てICレコーダーにより録音し、逐語録にした後ナラティブ分析を行う。インタビューの内容は、「体調」、「現在の生活の様子」、「苦勞していることや不安に思うこと」、「支援に対する思い」等について自由に語ってもらう。

②支援者に半構造化インタビューによる面接調査を実施する。面接過程及び方法は①と同様に行う。対象者は2名とする。インタビューの内容は、支援者が実践している支援の内容や支援現場で感じていること等について自由に語ってもらう。

③N法人およびパートナー団体の支援者らによるアウトリーチや生活支援の現場を参与観察する。

3. 倫理的配慮

N法人および研究対象者には調査協力に際して文章による説明を行い、調査の趣旨・倫理的配慮を記述、提示することにより調査への理解を得た。研究対象者のプライバシーにかかわる情報保護に配慮するため氏名、生年月日等の直ちに研究対象者を特定できる情報は匿名化した。本研究は放送大学研究倫理委員会の承認を得て行った。（承認番号 2019-31）

4. 研究結果

A氏およびB氏に実施した面接調査の結果を報告する。A氏は高齢で路上生活歴が20年と長期化しており、これまで福祉を受けることを拒んできた。A氏へのインタビューは入居直後と1ヶ月後の計2回実施した。分析の結果、個室シェルターを退去した後の転居にたいして不安を抱えていたことが分かった。また、入居直後は個室シェルターの暮らしに希望を見出していたが1ヶ月後のインタビューでは、そこでの暮らしが合わないと語るようになり入居3ヶ月後に路上に戻られた。身体面では膝痛に起因したADLの低下により洗濯や掃除などの家事ができないほか、浴場の構造的な問題もあり一度もシャワーを浴びることができなかった。B氏に関しては、これまでに二度生活保護を受給したが集団生活や就労を強いられたり貧困ビジネスに搾取されるなど苦い経験があった。インタビューを計4回実施し分析した結果、入居直後から就労に関連した不安を抱えていたことが分かった。入居後、間もなくして一月半の有期雇用契約のもと就労を始めたことが自信に繋がり、勤労収入で生計をたて生活保護を辞めたいと語った。しかしCOVID-19に関連した経済活動の低迷により雇用条件が悪化したことで収入は減少し、雇用契約満了後に再就職することができなかった。

5. 考察

個室シェルターに入居期限が設けられている事により、転居にたいして不安を抱えていたことが明らかになった。アパートへの転居を必要としない居住支援、すなわち直にアパートの個室に入居できる支援の構築が望まれる。高齢や障害等により居宅での生活に支障がある場合は定期的な訪問による安否確認や、ニーズの聞き取りも必要である。また、路上生活が長期化した高齢者においては居住支援を拒否し再路上化する事があるが、その場合はアウトリーチ等により関係性を維持し、本人が居宅を望んだ時に個室の住まいが得られるよう路上と居宅を自由に行き来できるような柔軟な支援体制をもち合わせる必要がある。就労支援においては、ホームレス状態にある人の雇用に対して積極的ではない企業も斡旋されるため、被支援者は心的な苦痛を伴うことがある。被支援者のキャリアや希望に合う支援の構築に向けて行政と企業の連携が求められると共に、これまでの就労自律に傾斜したホームレス支援から被支援者の生活の基盤を整えることに主軸を転換し、生活保護等の福祉施策を十分に活用できる体制を構築することが急務であると考えられる。